

### 香川県条例第30号

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(淫行又は猥せつ行為等の禁止) 第16条 略</p> <p>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) 第16条の2 略</p> <p>(場所の提供及び<u>周旋</u>の禁止) 第17条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所を提供し、又は場所の提供を<u>周旋</u>してはならない。 (1) <u>第16条</u>の行為 (2)～(6) 略</p>	<p>(淫行又は猥せつ行為等の禁止) 第16条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。</p> <p>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) 第16条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第17条の4第1項において同じ。）その他の記録をいう。第24条第11号において同じ。）の提供を求めてはならない。</p> <p>(場所の提供及び<u>周せん</u>の禁止) 第17条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所を提供し、又は場所の提供を<u>周せん</u>してはならない。 (1) <u>前条</u>の行為 (2)～(6) 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。